

議 事

協 議 事 項

協議第 2 2 号の 1

新町まちづくり計画（素案）（その 2）について

新町まちづくり計画（素案）（その 2）について別紙のとおり提出する。

平成 15 年 8 月 27 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山 田 五 良

協議第 29 号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて提出する。

平成 15 年 8 月 27 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山田五良

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険税については、合併期日から合併年度の年度末までは旧町村で設定した税率による不均一課税とし、合併の翌年度から一本化した税率を設定する。

国民健康保険税の本算定日は7月1日、納期については7月から翌年の2月末までの8期とする。

出産育児一時金、葬祭費の給付額は現行どおりとする。
高額療養費委任払制度及び高額療養費貸付制度については、合併までに調整する。

国民健康保健事業の保健事業については、新町において調整する。

国民健康保険財政調整基金については、新町における国保財政の健全化に資するため、合併時に両町村の基金全額を持ち寄るものとする。

国民健康保険運営協議会の委員数は、人口規模から新町においても現行の12名とする。

国民健康保険税の徴収については、新町において口座振替を推進していく。
徴収依頼団体への補助金の額の算出方法は、合併までに調整する。

平成 年 月 日確認

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

住民福祉部会

協議項目	国民健康保険事業の取扱い	関係項目							
調整の方針	<p>(案) 国民健康保険税については、合併期日から合併年度の年度末までは旧町村で設定した税率による不均一課税とし、合併の翌年度から一本化した税率を設定する。 国民健康保険税の本算定日は7月1日、納期については7月から翌年の2月末までの8期とする。</p>								
国民健康保険税の課税	南部町・南部川村の国保税の比較（医療給付費課税分）					備考			
			国民健康保険税率				一世帯あたり 調定額	一人当たり 調定額	
			所得割	資産割	均等割	平等割			
	平成11年度	南部町	5.50%	13.00%	25,000円	33,000円	200,339円	75,664円	
		南部川村	2.60%	28.79%	25,900円	36,100円	230,027円	70,422円	
	平成12年度	南部町	4.30%	12.00%	24,000円	29,000円	201,679円	77,008円	
		南部川村	1.96%	35.14%	25,900円	36,100円	248,377円	76,300円	
	平成13年度	南部町	4.30%	12.00%	24,000円	29,000円	200,835円	77,780円	
		南部川村	2.27%	32.32%	25,900円	36,100円	243,555円	76,036円	
	平成14年度	南部町	6.50%	18.00%	27,000円	35,000円	195,829円	76,268円	
南部川村		3.90%	30.97%	24,000円	33,000円	198,144円	62,360円		
平成15年度	南部町	5.90%	18.00%	26,600円	29,000円	176,112円	68,557円		
	南部川村 (特例措置)	4.07% (2.68%)	32.00% (21.00%)	25,200円 (18,000円)	34,400円 (24,500円)	213,659円 (147,684円)	67,139円 (46,407円)		
		南部町			南部川村				
	本算定日	7月1日			6月1日				
	納期	第1期	7月1日から同月末まで		第1期	6月16日から6月30日まで		平成11年度から平成13年度までの一人当たり調定額では、南部町と南部川村に大きな差はない。 平成14年度、15年度については課税標準額の激変、医療制度改革などで税率も医療費についても不安定な状況となっているが、本来の状況であれば国民健康保険税における南部町と南部川村の差は小差である。 南部川村の特例措置 国保財政調整基金の調整によるもの 平成15年度と平成16年度で実施 国民健康保険税の本算定日は7月1日、納期については7月から翌年の2月末までの8期とする。	
		第2期	8月1日から同月末まで		第2期	7月16日から7月31日まで			
		第3期	9月1日から同月末まで		第3期	9月16日から9月30日まで			
		第4期	10月1日から同月末まで		第4期	11月16日から11月30日まで			
		第5期	11月1日から同月末まで		第5期	1月16日から1月31日まで			
		第6期	12月1日から同月末まで						
		第7期	1月1日から同月末まで						
		第8期	2月1日から同月末まで						

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

住民福祉部会

協議項目		国民健康保険事業の取扱い		関係項目				
調整の方針		<p>(案) 出産育児一時金、葬祭費の給付額は現行どおりとする。 高額療養費委任払制度及び高額療養費貸付制度については、合併までに調整する。</p>						
項目		南部町		南部川村		備考		
給 付 等	療養給付費一部負担金	一般被保険者	3割	一般被保険者	3割	高額療養費委任払制度については、新町においても存続する必要があり、対象者については合併までに調整する。 高額療養費貸付制度については、委任払制度で対応できていることから利用者が少なく、新町において他の制度も含め総合的に検討する。		
		退職被保険者	3割	退職被保険者	3割			
	出産育児一時金	1件につき300,000円		1件につき300,000円				
	葬祭費	30,000円		30,000円				
	高額療養費 委任払制度	委任払対象者	支払い困難事情のある世帯 「委任払実施要綱」		村民税非課税世帯の世帯(世帯主より申請) 「委任払実施要領」			
		適用除外	第三者加害行為に係る医療 国金健康保険法第61条から第63条までに規定する保険給付の一部制限に係る医療 国民健康保険法第9条第4項の規定による被保険者資格証明書に係る医療		三者加害行為に係る医療 国金健康保険法第61条から第63条までに規定する保険給付の一部制限に係る医療			
		年間利用件数	平成11年度 20件 平成12年度 18件 平成13年度 5件 平成14年度 20件	平成11年度 57件 平成12年度 50件 平成13年度 52件 平成14年度 37件				
	高額療養費 貸付制度	貸付対象者	国保被保険者並びに助産施設入所者 「基金管理運営規則」		国保被保険者の属する世帯の世帯主 「貸付基金条例」			
		貸付限度額	高額療養費支給額の8/10		高額療養費支給額の8/10			
		年間利用件数	平成11年度 無し 平成12年度 1件 平成13年度 無し 平成14年度 無し	平成11年度 無し 平成12年度 無し 平成13年度 無し 平成14年度 無し				

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

住民福祉部会

協議項目	国民健康保険事業の取扱い		関係項目		
調整の方針	(案) 国民健康保健事業の保健事業については、新町において調整する。				
項目		南 部 町	南 部 川 村	備 考	
保 健 事 業	脳 ド ック	対象者	平成7～8年度は節目検診を実施 「30,35,40,50,55,60歳」に達する方 平成9～12年度は40歳以上の町民 南部町では平成13年度から脳ドックは実施していない	年度中に 「40,45,50,55,60,65歳」に達する方	脳ドックについては、新町において実施する。対象年齢等、受診対象者については合併後一元化する。
	検診内容	MRI、MRA、眼底検査	MRI、眼底検査、診断		
	実施方法	基本健康診査とセットで受診希望者を募り実施	対象者に通知。受診者は自己負担を直接医療機関に支払い、役場より委託料を医療機関に支払う		
	費用額等	1件 17850円(H11・12実績)自己負担無し	1件 25,000円(税込み)内自己負担2000円		
	年間受診者数	平成12年度 63件	平成12年度 194件 平成13年度 196件 平成14年度 205件		

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

住民福祉部会

協議項目	国民健康保険事業の取扱い	関係項目			
調整の方針	<p>(案) 国民健康保険財政調整基金については、新町における国保財政の健全化に資するため、合併時に両町村の基金全額を持ち寄るものとする。 国民健康保険運営協議会の委員数は、人口規模から新町においても現行の12名とする。 国民健康保険税の徴収については、新町において口座振替を推進していく。 徴収依頼団体への補助金の額の算出方法は、合併までに調整する。</p>				
項目	南部町	南部川村	備考		
基金・運営審議会・徴収依頼団体	国民健康保険財政調整基金	平成14年度末基金残高 4,067万7千円 (プラス 2,000万円の余剰金)	平成14年度末基金残高 2億2,488万2,085円	委員の任期については、合併までに調整する。 委員報酬、費用弁償等については、他の特別職と同様に合併までに調整する。 会議は通常年2回とし、翌年度予算協議と税率諮問協議とする。	
	国民健康保険運営協議会	協議会委員数 12名 被保険者代表 4名 医療機関代表 4名 (医師2名、歯科医師1名、薬剤師1名) 公益代表 4名(町議会議員)	協議会委員数 12名 被保険者代表 4名 医療機関代表 4名 (医師2名、歯科医師1名、薬剤師1名) 公益代表 4名(村議会議員2名、その他2名)		
	委員任期	1年 被保険者代表 毎年度1月1日から12月31日 医療機関・公益代表 毎年度4月1日から翌年3月31日	2年 平成15年4月1日から平成17年3月31日		
	報酬・費用弁償	報酬 年額15,000円 旅費なし	報酬 日額9,000円 旅費実費		
	会議開催状況	2月 翌年度予算 5月 税率諮問 通常年2回開催	8月 前年度決算 2月 翌年度予算 通常年2回開催		
	徴収依頼団体	組織等の規模	婦人会 7支部 組合員数 258名		婦人会 18支部 所属人数 500名
	補助金の算出	各期別ごとの集金額の1.65% (各支部へ補助)	徴収税額の3%(但し介護納付金課税分は除く) (各支部へ補助)		
	本部への補助金	各期別ごとの集金額の0.35%	無し		

協議第 3 0 号

財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについて提出する。

平成 15 年 8 月 27 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山 田 五 良

財産及び債務の取扱いについて

合併時において、2 町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目	財産及び債務の取扱い	関係項目			
調整の方針	(案) 合併時において、2町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。				
項 (総 括)	南 部 町	南 部 川 村	具体的な調整内容		
主 な 財 産	行政財産	土 地 149,485 m ²	建 物 62,632 m ²	<p>町村有の土地で、土地台帳面は町村有であるが、従来の慣習により事実上、大字区が権利を持った土地は、合併後、公簿上の名義は新町に引き継ぐが、その所有は旧来の慣習に基づき大字区有とする。</p> <p>(参考法令) ・市町村の廃置分合をする場合において財産の処分を必要とするときは、「関係市町村が協議してこれを定める。」(地方自治法第7条第4号)とされている。</p> <p>・「財産とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」(地方自治法第237条第1項)とされており、「公有財産」とは、不動産、有価証券、出資による権利等とされている。(同法第238条)</p> <p>・「公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。」(地方自治法第238条第2項)とされており、「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」(同条第3項)とされている。</p> <p>・「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。」(地方自治法第239条第1項)とされており、「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」(同法第240条)とされている。</p> <p>・普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のため財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。(地方自治法第241条第1項)</p>	
	普通財産	16,437 m ²			5,655,820 m ²
	有価証券及び出資	156,911 千円			132,222 千円
	物品(車輛等)	27台			56台
	基金	1,681,711 千円			2,134,127 千円
	地方債等	10,294,013 千円			8,707,823 千円
債 務	債務負担行為に基づく 平成14年度以降の支出予定額	965,221 千円		1,721,516 千円	
	債務の合計	11,259,234 千円		10,429,339 千円	

平成15年5月31日現在

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目		財産及び債務の取扱い				関係項目					
調整の方針											
項目 (公有財産)	南部町				南部川村				備考		
	土地	建物			土地	建物					
		木造	非木造	計		木造	非木造	計			
行政財産	本庁舎	2,811 m ²	m ²	4,063 m ²	4,063 m ²	1,315 m ²	m ²	2,292 m ²	2,292 m ²		
	その他の行政機関	7,008 m ²	m ²	4,334 m ²	4,334 m ²	1,589 m ²	70 m ²	344 m ²	414 m ²	南部町：防災備蓄倉庫（埴田、岩代、片町） 消防車庫 南部川村：消防用車庫・倉庫、水防倉庫	
	その他の行政財産	学校	17,171 m ²	106 m ²	15,030 m ²	15,136 m ²	103,617 m ²	2,453 m ²	18,738 m ²	21,191 m ²	
		公営住宅	42,011 m ²	6,842 m ²	6,592 m ²	13,434 m ²	2,228 m ²	669 m ²	200 m ²	869 m ²	
		公園	23,183 m ²	m ²	110 m ²	110 m ²	1,190 m ²	30 m ²	m ²	30 m ²	南部町：目津公園、小目津公園・若草公園ほか 南部川村：幼児公園（上南部、西本庄、高城）
		その他施設	57,301 m ²	710 m ²	24,845 m ²	25,555 m ²	221,879 m ²	1,882 m ²	13,112 m ²	14,994 m ²	南部町：国民宿舎、はあと館、公共下水道処理場、集落排水処理場、 住民会館、千里球場、保育所、幼稚園、保健福祉センターほか 南部川村：鶴の湯温泉、梅振興館、うめ21研究センター、紀州備長 炭振興館、共和球場、清川球場、保育所、保健福祉センターほか
	小計	149,485 m ²	7,658 m ²	54,974 m ²	62,632 m ²	331,818 m ²	5,104 m ²	34,686 m ²	39,790 m ²		
普通財産	宅地	1,606 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	南部町：旧 NTT 局舎ほか	
	田畑	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	山林	6,421 m ²	m ²	m ²	m ²	5,553,107 m ²	m ²	m ²	m ²	南部町：埴田字馬尻 南部川村：清川字湯ノ川、市井川字上木台、西本庄字横郷ほか	
	その他	14,831 m ²	m ²	m ²	m ²	102,713 m ²	m ²	m ²	m ²	南部町：旧し尿処理場、花卉団地、駅前広場 南部川村：旧小中学校用地（特養梅の里ほか）、梅漬施設用地（清川）	
	小計	16,437 m ²	m ²	m ²	m ²	5,655,820 m ²	m ²	m ²	m ²		
合計	172,343 m ²	7,658 m ²	54,974 m ²	62,632 m ²	5,987,638 m ²	5,104 m ²	34,686 m ²	39,790 m ²			

平成15年3月31日現在

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目	財産及び債務の取扱い	関係項目	
調整の方針			
項目 (有価証券及び出資による権利)	南 部 町	南 部 川 村	備 考
サイバーリンクス株券	1,400 千円	1,000 千円	
森林組合	千円	675 千円	
県農業信用基金協会	560 千円	770 千円	
県林業公社	90 千円	110 千円	
県文化財保護協会	千円	47 千円	
県ふるさと産品振興会	150 千円	150 千円	
和歌山県暴力団追放県民センター	840 千円	650 千円	
紀南ふるさと開発センター	500 千円	500 千円	
県肉用牛価格安定基金協会	152 千円	160 千円	
県緑化推進会	千円	200 千円	
田辺周辺ふるさと市町村圏基金	134,982 千円	123,966 千円	
新南紀白浜空港ターミナルビル	3,950 千円	3,300 千円	
財団法人南部町開発公社	10,000 千円	千円	
和歌山県漁業信用基金協会	3,450 千円	千円	
テレビ和歌山	837 千円	694 千円	
	千円	千円	
	千円	千円	
	千円	千円	
合 計	156,911 千円	132,222 千円	

平成 1 5 年 5 月 3 1 日現在

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目	財産及び債務の取扱い	関係項目	
調整の方針			
項目 (物品 [車両等])	南部町	南部川村	備考
乗用車	3台	5台	
貨物車	11台	31台	
消防自動車	2台	3台	
消防積載車	10台	10台	
消防指令車	1台	1台	
マイクロバス	-	2台	南部川村：高城小学校スクールバス含む
給食車	-	2台	
リフト付自動車	-	1台	車椅子運搬
給水車	-	1台	
合計	27台	56台	

平成15年5月31日現在

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目		財産及び債務の取扱い		関係項目			
調整の方針							
項 目 (基金)		南部町	南部川村	備 考			
土地 開発 基金	土地等	103,623 千円	210,081 千円	土地開発基金で保有する土地の明細 南部町 所在地 芝 駅前(宅地) 46.39 m ² 北道 古川沿(田) 452.00 m ² 北道 Mi館(宅地) 520.99 m ² 計 1,019.38 m ²			
	現金・預金	3,933 千円	68,970 千円			南部川村 所在地 南部町気佐藤(田) 837.00 m ² 東本庄(田) 1,157.00 m ² 西本庄奥谷(雑種地) 145.00 m ² 清川名の内(畑) 2,407.84 m ² 筋前谷(畑) 353.00 m ² 東本庄受領(畑ほか) 46,910.20 m ² 計 51,810.04 m ²	
	小計	107,556 千円	279,051 千円				
そ の 他 の 基 金	財政調整基金	468,120 千円	852,852 千円				
	減債基金	77,153 千円	252,720 千円				
	ふるさと創生基金		57,960 千円				
	防災基金	48,453 千円					
	産業振興基金	4,791 千円					
	公共施設整備基金		28,338 千円				
	人材育成基金		28,986 千円				
	福祉基金(地域福祉基金)	161,422 千円	162,612 千円				
	スポーツ振興基金	3,853 千円					
	地域づくり整備基金	30,738 千円					
	厚生福祉施設改修基金	877 千円					
	町営住宅改修基金	80,168 千円					
	中山間ふるさと土と水保全基金	10,205 千円	10,421 千円				
	中山間地域振興基金		12,410 千円				
	南紀用水事業対策基金		101,026 千円				
	生涯学習推進基金	49,803 千円					
	住宅新築資金減債基金	17,885 千円					
	庁舎等公共施設建設基金	1,561 千円					
	義務教育施設基金	11,827 千円					
	国民健康保険財政調整基金	40,677 千円	224,882 千円				
	高額療養費貸付基金	3,000 千円	5,227 千円				
	簡易水道財政調整基金		57,339 千円				
	介護給付費準備基金	4,527 千円	3,891 千円				
	小計	1,015,060 千円	1,798,664 千円				
	定 額 運 用 基 金 等	物品調達基金	5,000 千円				
		公共料金支払基金	20,000 千円				
花卉栽培貸付金		15,000 千円					
住宅新築資金会計余剰金		34,844 千円					
上水道会計余剰金		403,392 千円					
土地分譲会計剰余金		35,309 千円					
育英奨学金貸付基金		42,050 千円	56,412 千円				
小計	555,595 千円	56,412 千円					
合計	1,678,211 千円	2,134,127 千円					

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目		財産及び債務の取扱い	関係項目	
調整の方針				
項目 (債務)		南部町	南部川村	備考
地方債	一般会計	7,171,775千円	6,483,864千円	
	一般公共事業債	546,828千円	606,843千円	
	一般単独事業債	3,560,252千円	3,250,830千円	
	公営住宅建設事業債	451,560千円	千円	
	義務教育施設整備事業債	229,649千円	685,019千円	
	辺地対策事業債	千円	772,618千円	
	災害復旧事業債	75,010千円	66,845千円	
	厚生福祉施設事業債	827,094千円	千円	
	地域改善対策特定事業債	22,567千円	千円	
	財源対策債	341,142千円	515,975千円	
	臨時財政特例債	53,410千円	43,001千円	
	公共事業等臨時特例債	10,876千円	12,922千円	
	減税補てん債	235,844千円	212,412千円	
	臨時税収補てん債	42,619千円	26,495千円	
	臨時財政対策債	209,700千円	228,200千円	
	調整債	58,180千円	千円	
	都道府県貸付金	507,044千円	19,089千円	
	特別会計	3,122,238千円	2,223,959千円	
	水道事業債	(上水道) 127,461千円	(簡易水道) 278,197千円	
	公共下水・農集排事業債	(公共下水・農集排) 2,994,777千円	(農集排) 1,945,762千円	
小計	10,294,013千円	8,707,823千円		
債務負担行為に基づく平成15年度以降の支出予定額	土地購入に係るもの	千円	千円	
	工事請負に係るもの	884,877千円	1,716,516千円	南紀用水事業償還金を記入
	債務保証等に係るもの	80,344千円	5,000千円	利子補給
	小計	965,221千円	1,721,516千円	
合計	11,259,234千円	10,429,339千円		

平成15年5月31日現在

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目		財産及び債務の取扱い			関係項目	
調整の方針						
項目 (公営企業)		南部町 (上水道会計)			南部川村 (簡易水道会計)	備考
		資産額	減価償却累計額	償却未済額	施設等	
固定資産	土地	41,909千円	0千円	41,909千円	上南部地域 谷口浄水場(水源地) 晩稲中継ポンプ所 晩稲配水池 西本庄浄水場(水源地) 西本庄配水池 受領中継所 根笹配水池 熊瀬川第1加圧ポンプ所 熊瀬川中継所 熊瀬川配水池 熊瀬川第2加圧ポンプ所 高城地域 滝水源地 滝浄水場 高野浄水場(水源地) 市井川浄水場(水源地) 市井川低位配水池 東神野川浄水場(水源地) 清川地域 清川浄水場(水源地) 軽井川配水池 木ノ川加圧所 上軽井川加圧所 大橋中継所 名の内第1配水池 名の内中継所 名の内第2配水池	
	建物	12,416千円	6,671千円	5,745千円		
	構築物	741,343千円	244,315千円	497,027千円		
	機械及び装置	177,624千円	57,052千円	120,572千円		
	車両運搬具	802千円	181千円	622千円		
	工具器具及び備品	2,407千円	2,129千円	277千円		
	建設仮勘定	0千円	0千円	0千円		
	無形固定資産	0千円	0千円	0千円		
	小計	976,501千円	310,348千円	666,152千円		
債務	金額	未償還残高			未償還残高	
	企業債	127,461千円			278,197千円	

平成15年3月31日現在

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目		財産及び債務の取扱い		関係項目		
調整の方針						
項目		南部町		南部川村		備考
道路	実延長	m	81,554	210,047		
	改良済延長	m	43,452	57,153		
	舗装済延長	m	78,080	184,916		
橋梁	橋数	数	61	223		
	うち、永久橋数	数	61	223		
施設 漁港	外かく郭施設延長	m	7,970	0	外かく施設（防波堤、防潮堤など）	
	係留施設延長	m	1,400	0	係留施設（物揚場、船揚場など）	
公園	箇所数	箇所	5	0		
	面積	m ²	23,183	0		
	公営住宅	戸	193	16		
	給水人口	人	8,202	6,686		
農集 排	処理人口	人	1,149	2,370		
	処理面積	ha	36.7 (367,000 m ²)	33.3 (333,000 m ²)		
保育所	箇所数	箇所	2	3		
	定員	人	60人×2	270		
幼稚園	箇所数	箇所	1			
	定員	人	125			
小学校	学校数	箇所	2	3		
	児童数	人	495	490		
中学校	学校数	箇所	1	3		
	生徒数	人	271	278		
	隣保館	箇所	1	0		
	公民館	箇所	1	3		
	図書館	箇所	1	0		
	野球場	箇所	1 (千里)	5		

協議第 3 1 号

社会福祉協議会の取扱いについて

社会福祉協議会の取扱いについて提出する。

平成 15 年 8 月 27 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山 田 五 良

社会福祉協議会の取扱いについて

社会福祉協議会の事情を尊重しながら、統合に向けて調整につとめる。
事業委託等については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整につとめる。

平成 年 月 日確認

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目	社会福祉協議会の取り扱いについて	関係項目	住民福祉関係事業(高齢者福祉・障害者福祉関係)
調整の方針	社会福祉協議会の事情を尊重しながら、統合に向けて調整につとめる。 事業委託等については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整につとめる。		
区分	南部町社協	南部川村社協	備考
役員	理事 14 名 監事 2 名 評議員 30 名 福祉委員 53 名	理事 15 名 評議員 31 名 監事 2 名 福祉委員 68 名	
事務所及び拠点	はあと館(事務局、地域福祉、居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴、訪問看護、在宅介護支援センター) 二子の里(通所介護) ゆうゆう館(通所介護)	南部川村保健福祉センター (事務局、居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴、通所介護、福祉用具貸与、在宅介護支援センター)	
職員数	正規職員 10 名 パート職員 36 名 嘱託職員 4 名 合計 50 名	正規職員 8 名 パート職員 14 名 合計 22 名	
基本財産・善意銀行	基本財産 5,000,000 円 善意銀行 60,000,000 円	基本財産 1,000,000 円 善意銀行 61,918,977 円	
会員募集について	9 月実施	7 月下旬実施	
共同募金、歳末たすけあい	10 月～12 月	10 月～12 月	

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目	社会福祉協議会の取り扱いについて	関係項目	住民福祉関係事業(高齢者福祉・障害者福祉関係)
調整の方針			
区分	南部町社協	南部川村社協	備考
日赤社資	5月 事務局 社協	5月 事務局 住民課	
受託事業	在宅介護支援センター(小規模基幹型) 精神障害者ホームヘルプサービス いきがいデイサービス 軽度生活援助事業 外出支援事業 介護用品支給事業(紙オムツ) 家族介護者交流事業 食の自立支援事業 老人憩の家事業 なかよし作業所(すまいる)への給食業務 障害者社会参加促進事業 (手話、朗読、要約筆記、移送、スポーツ振興、福祉機器貸出)	在宅介護支援センター(小規模基幹型) 精神障害者ホームヘルプサービス 配食サービス いきがいデイサービス 軽度生活援助事業 外出支援事業 介護用品支給事業 家族介護者ホームヘルパー受講支援事業 運動指導事業 食の自立支援事業	
介護保険・支援費事業	居宅介護支援事業 訪問介護事業 訪問入浴事業 通所介護事業 訪問看護事業 支援費事業	居宅介護支援事業 訪問介護事業 訪問入浴事業 通所介護事業 福祉用具貸与事業 支援費事業	
福祉団体事務局	老人クラブ、障害児者父母の会、母子寡婦福祉会、遺族会、傷痍軍人会、軍人恩給の会 給食ボランティア、朗読ボランティア、日赤奉仕団	老人クラブ、身障連盟、障害児者父母の会 母子寡婦福祉会、傷痍軍人会、軍人恩給連盟	
老人クラブ連合会	単位老人クラブ 16クラブ 連合会長1名 副会長2名 会員数1140名 加入率 60% 事務局 社協 助成金 124万2千円 社協 2万円	単位老人クラブ 15クラブ 連合会長1名 副会長2名 会員数1002名 加入率 60.1% 事務局 社協 助成金 120万円 社協 3万円	

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目	社会福祉協議会の取り扱いについて	関係項目	住民福祉関係事業(高齢者福祉・障害者福祉関係)
調整の方針			
区 分	南部町社協	南部川村社協	備 考
身障連盟	会長 1 名 副会長 2 名 会員数 200 名 事務局 保健福祉課 助成金 18 万円 社協 13 万円	会長 1 名 副会長 2 名 会員数 202 名 事務局 社協 助成金 17 万円 社協 3 万円	
障がい児者父母の会	会長 1 名 副会長 1 名 会員数 22 名 事務局 社協 助成金 4 万 5 千円 社協 1 万円	会長 1 名 副会長 2 名 会員数 50 名 事務局 社協 助成金 15 万円 社協 3 万円	
母子寡婦福祉会	会長 1 名 副会長 2 名 会員数 59 名 事務局 社協 助成金 3 万 2 千円 社協 2 万円	会長 1 名 副会長 2 名 会員数 31 名 事務局 社協 助成金 8 万円 社協 3 万円	
遺族会	会長 1 名 副会長 2 名 会員数 250 名 事務局 社協 助成金 40 万 5 千円 社協 2 万円	会長 1 名 副会長 2 名 会員数 264 名 事務局 住民課 助成金 65 万円 社協 3 万円	
傷痍軍人会	会長 1 名 副会長 2 名 会員数 9 名 事務局 社協 助成金 5 万 4 千円 社協 1 万円	会長 1 名 副会長 2 名 会員数 16 名 事務局 社協 助成金 15 万円 社協 3 万円	
福祉活動専門員	1 名	1 名	
ボランティアコーディネーター	1 名	兼務 1 名	

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目	社会福祉協議会の取り扱いについて	関係項目	住民福祉関係事業(高齢者福祉・障害者福祉関係)
調整の方針			
区 分	南部町社協	南部川村社協	備 考
社協広報紙	福祉みなべ毎月発行	ふれあいネットワーク梅の里毎月発行	
単独事業	相談援助（弁護士相談等） 福祉タクシー券助成事業 ひとり暮らし老人の集い ボランティアセンター事業 介護機器の貸与 地域福祉権利擁護事業 生活福祉資金貸付事業 特別援護貸付事業 かけこみ資金貸付事業 男の料理教室 小地域ネットワーク活動の推進 （地区懇談会、見守りネットワーク、いきいきサロン） ふれあいスクール ボランティア給食サービス シルバーいきいきセンター	ホームヘルパー養成研修2級講座 前芝・岡崎修学資金貸付制度 介護用品購入助成事業 福祉タクシー券助成事業 ひとり暮らし老人の集い ボランティアセンターの設置 介護機器の貸与 地域福祉権利擁護事業 成年後見事業 生活福祉資金貸付事業 小地域ネットワーク活動の推進	